

○安中市議会出前講座に関する規程

令和6年12月27日

安中市議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、議員が市民に対して、議会の役割、仕組み、活動等を説明することにより、市民と議会の対話を通じて相互理解を深め、開かれた議会の実現に寄与するため、安中市議会出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受講者)

第2条 出前講座を受講することができる者は、市内に住所を有する者又は通勤若しくは通学するおおむね10人以上の者で構成された団体、グループ（以下「団体等」とする。）とする。ただし、議長が特に認めたときは、この限りでない。

(内容及び所要時間)

第3条 出前講座の内容は、次のとおりとする。

- (1) 議会の役割及び仕組み
- (2) 議会の運営
- (3) 議会改革の取り組み
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議会に関すること。

2 出前講座の実施時間は、おおむね90分間とする。

(講師)

第4条 出前講座の講師は、安中市議会議員が行うものとする。

(開催日時及び場所)

第5条 出前講座の開催日時は、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後5時までの間とする。ただし、議長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 安中市議会定例会及び臨時会の会期中
- (2) ゴールデンウィーク及び年末年始の連休

2 出前講座を開催する場所は、市内に限るものとし、当該開催場所の確保については、団体等が行う。

(申請及び決定)

第6条 出前講座を受講しようとする者（以下「受講者」という。）は、安中市議会出前講座受講申込書（様式第1号）を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項に規定する申込みを受けたときは速やかにその内容を審査したうえで出前講座の実施を決定し、安中市議会出前講座実施通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 議長は、前項の決定により実施の決定をする場合において、必要な条件を付すことができることとする。

（受講の制限）

第7条 議長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 政治、宗教又は営利団体がその目的達成のために行う集会及び催しに係るものと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、議長が不適當と認められるとき。

（費用）

第8条 出前講座で使用する会場は、受講者が確保するものとし、会場の使用料その他受講に要する費用は、受講者が負担しなければならない。

2 出前講座の講師の派遣に係る費用は、無料とする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、出前講座の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

安中市議会出前講座受講申込書

年 月 日

安中市議会議長 宛

団体名

代表者 住所

氏名

TEL

安中市議会出前講座を受講したいので、次のとおり申請します。

希 望 日 時	第1希望 年 月 日 () 午前・午後 時 分 から
	第2希望 年 月 日 () 午前・午後 時 分 から
会 場	
会場の所在地	〒 TEL FAX
受 講 人 数	
備 考 (希望がある場合は記入してください)	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

団体名称

代表者 様

安中市議会議長

安中市議会出前講座実施通知書

このことについて、本書のとおり決定しましたので通知いたします。
受講にあたっては下記にご留意ください。

実施日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分～
会 場	
議会の出席 予定者	

※準備等について

日時・人数・会場の確認、用意するものがある場合は手配をお願いいたします。
また、実施している受講人数より、当日の参加者が大幅に増えることが予め分かりましたら、議会事務局へご連絡をお願いいたします。